

一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本法人は、一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会と称する。英文名は「Japan Association of Oral Rehabilitation」と称し、略称は「JAOR」とする。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地におくことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(機 関)

第 3 条 本法人は、本法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的および事業)

第 4 条 本法人は、口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能について基礎ならびに臨床の進歩発展を期し、あわせて歯科医療の向上を図り、国民の健康に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 学術大会、講演会等の開催
- (2) 機関誌等の発行
- (3) 研究活動の推進
- (4) 研究論文の表彰
- (5) 資格認定事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

第 3 章 社員、会員及び代議員

(法人の構成員)

第 5 条 本法人に、次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した歯科医師、関連する医療専門職、及び研究者。
- (2) 準会員 本法人の目的に賛同して入会した関連する医療従事者
- (3) 賛助会員 本法人の事業に賛同し支援するため入会した個人又は団体。

- (4) 名誉会員 本法人に顕著な功勞のあった者で、理事会の推薦を経て社員総会の承認を得た個人。
- 2 本法人は、別に定める規定によって正会員の中から選出された40名以上200名以内の代議員をもって社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という。）に規定する社員をいう。以下同じ。）とする。
- 3 代議員は別に定める規則に従い、正会員の中から選出し、社員総会で選任する。
- 4 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 5 前項にかかわらず、補欠によって選任された代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 6 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 7 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第 6 条 正会員、準会員又は賛助会員として本法人に入会を希望する者は、所定の入会申込書による申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第 7 条 正会員は、社員総会において別途定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 準会員は、社員総会において別途定める入会金及び年会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、社員総会において別途定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。
- 4 名誉会員は、入会金、年会費及び学術大会会費を免除する。
- 5 納入された入会金及び会費並びにその他の拠出金はこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 すべての会員は、別途定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議により当該会員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、あらかじめ通知の上、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して 3 年以上なされなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、または解散もしくは破産したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が、前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金を返還しない。
- 3 正会員である代議員が、会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失したものとする。

第 4 章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議すべきものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、請求の日から6週間以内の日を開催日とする社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することを理事会で議決したときは、社員総会の日から2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等の支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、副理事長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、1代議員につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、または他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 40名以内
 - (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を2名置くことができる。
 - 3 理事長以外の理事のうち、副理事長を業務執行理事とする。
 - 4 当法人の理事長を法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は当法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等以内の親族（その他当該理事と法令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定めるものである理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して当法人の業務を掌理する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、定時理事会(毎年4月、8月、11月に開催)及び臨時理事会の2種とし、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印または署名する。

第7章 資産及び会計

第33条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、(1)及び(2)の書類についてはその内容を報告し、(3)から(5)までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の分配）

第36条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第38条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第39条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第40条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

（事務局）

第41条 本法人は、事務を処理するために事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別途定める。

第11章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別途定める。

(施行細則)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により理事長が別途定める。

第12章 附則

(設立時役員)

第44条 この法人の設立時の理事、監事及び代表理事は、第21条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時理事 覚道健治

設立時理事 大野肅英

設立時理事 杉崎正志

設立時監事 村上賢一郎

設立時代表理事 覚道健治

(設立時社員の氏名、住所)

第45条 設立時社員の氏名、住所は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

大阪市浪速区

覚道健治

横浜市港北区

大野肅英

東京都江東区

杉崎正志

(最初の事業年度)

第46条 本法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成29年8月31日までとする。

(入会の特例)

第47条 当法人の設立時に、任意団体日本口腔リハビリテーション学会の正会員、賛助会員、名誉会員であった者は、任意団体日本口腔リハビリテーション学会の会員種別に従い、本法人設立後、入会手続きを経ることなく当然に本法人の同一種別の会員となる。

2 本法人設立以前の任意団体日本口腔リハビリテーション学会における会員歴は、本法人における会員歴とみなす。

(役員歴の承継)

第48条 本法人設立以前の任意団体日本口腔リハビリテーション学会における役員歴は、この法人における役員歴とみなす。

(権利義務の承継)

第49条 本法人設立以前の任意団体日本口腔リハビリテーション学会に属する一切の権利義務は、本法人が承継するものとする。

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会設立のため、設立時社員覚道健治、同大野肅英及び同杉崎正志、の定款作成代理人である司法書士中谷智明は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 28年@月 @日

設立時社員 覚道健治

大野肅英

杉崎正志

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 中谷智明